

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 業者名及び住所

業 者 名	住 所	備 考
関東建設工業株式会社	群馬県太田市飯田町1547 O T Aスクエアビル7 F	

2. 措置期間 令和7年9月8日～令和8年3月7日（6か月）

3. 指名停止措置の適用範囲 工事

4. 事実概要

関東建設工業(株)の営業部長は、群馬県桐生市発注の新庁舎建設工事に関する入札において、入札の公正を害したとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和7年6月19日に逮捕された。

5. 措置理由

「土浦市工事請負業者等指名停止等措置要綱」（平成11年3月31日告示第22号。以下、「指名停止等措置要綱」という。）第2条第1項、別表第2第9項に該当。

〈指名停止等措置要綱〉

措 置 要 件	期 間
別表第2 (公契約関係競売等妨害又は談合) 9 有資格者である個人、有資格者の役員等又は使用人が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前2項に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から6月以上12月以内

問 合 せ 先

土浦市総務部管財課契約検査係
土浦市大和町9番1号
電話 029-826-1111 （内線）2226、2227